

## 第1条 目的

### (目的)

**第一条** この法律は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

### 1 本条の趣旨

本条は、本法の直接の目的として、製造物の欠陥により被害が生じた場合における「被害者の保護」を挙げ、さらにこれによって達成されることが期待される目的として、「国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与すること」を掲げている。

### 2 「製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定める」

この意味内容については、第2条以下の解説において詳述する。

### 3 「被害者の保護」

製造物の欠陥によって生命、身体又は財産に損害を被り得る主体は消費者に限定されない。主として、当該製造物を自らのために使用・消費する者が念頭に置かれることはいうまでもないが、こうした者以外にも、製造物を直接使用・消費していない第三者でも、当該製造物の欠陥により損害を被ることが考えられる。また、本法における被害者は、自然人のみならず法人をも含む趣旨である。

このため、本法では、目的を消費者利益の擁護又は増進に限定せず、広く「被害者の保護」を図ることを目的としている。

### 4 「もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与すること」

本法の直接の目的は、製造物の欠陥により被害が生じた場合における「被害者の保護」を図ることであり、「もって」以下に述べられる「国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展」は、「被害者の保護」を図ることによって達成することが期待されている目的を示すものである。

現代社会においては、製造物を使用・消費する者（以下便宜的に「消費者」という。）は、大量生産・大量消費される工業的製品を日常生活の各方面で使用・消費しており、製品に係る技術の高度化・複雑化とあいまって、消費者の日常生活での安全性につき、製造物を設計・製造する製造業者等に依存する度合いが高まってきている。このような状況を踏まえて、製品関連事故の分野で「過失責任」を「欠陥責任」に転換する製造物責任制度を導入することにより、裁判の争点の明確化、判例の水準の平準化といった裁判に与える影響はもとより、企業、消費者双方の製品安全に対する意識の変化、健全な国民のモラルの向上、裁判外におけるクレーム処理の円滑化、さらには国際的な制度との調和といった効果も期待されていたところである。

このように、本法により、国民が安心して消費生活を営むこと、国民の安全性に対する意識が向上すること等を通じて、「国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展」に資することが期待される。